

# 総務委員会報告資料

令和5年11月10日

報告事項件名	頁
1 公契約条例の見直し検討状況について（中間報告） . . . . .	2
2 施設使用料見直しの検討に係る方向性（据え置き）について . . . . .	4
3 旧鹿浜西小学校用地活用に係る進捗状況について . . . . .	7
4 足立区公共施設等総合管理計画の一次改訂素案及び パブリックコメントの実施について . . . . .	9

(総 務 部)

# 総務委員会報告資料

令和5年11月10日

件名	公契約条例の見直し検討状況について（中間報告）								
所管部課名	総務部 契約課								
内容	<p>公契約条例の見直しについて、区の契約制度の適正なあり方を審議する「公契約等審議会」、事業者と労働者の代表者から具体的な意見聴取等を行う「労働報酬審議会」における検討状況を報告する。</p> <p><b>1 主な検討項目</b></p> <p>令和4年10月から12月にかけて実施したアンケート調査結果から、以下の項目を軸に検討することとした。</p> <table border="1" data-bbox="395 770 1369 1256"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 事業者の負担</td> <td>労働者の賃金支給状況を確認するために区が提出を求めている労務台帳の作成について、6割以上の事業者が負担であると回答した。</td> </tr> <tr> <td>② 労働者への周知</td> <td>条例適用現場では労働報酬下限額以上の賃金が保障されていることを労働者の約3割が知らず、アンケートで初めて労働報酬下限額を知ったとの回答もあった。</td> </tr> <tr> <td>③ 条例対象契約範囲</td> <td>上記「①事業者の負担」及び「②労働者への周知」への対応や雇用・労働の状況等を踏まえ、条例対象とする契約範囲を見直す。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 各審議会での審議状況</b></p> <p>(1) 足立区公契約等審議会          (令和5年6月22日、10月6日、11月1日開催)</p> <p>ア 議題等</p> <p>(ア) アンケート調査結果の分析          (イ) 区現行制度、他自治体制度の検証          (ウ) 見直し案の検討</p> <p>イ 主な意見</p> <p>(ア) 条例導入時（平成26年）と現在との社会情勢や雇用環境、賃金推移の変化等、違いを踏まえた考察が必要。          (イ) 制度の実施には事業者の理解が不可欠であり、事業者負担と労働者受益との均衡を図るべき。          (ウ) 区による労働者への制度周知をより強化することが必要。          (エ) 対象契約の範囲は、区の財政負担や対応能力等も考慮のうえ、着実に事業効果が得られることを重視すべき。          (オ) 定期的の実態把握を行いながら、段階的に対象範囲を変更することも一方策である。</p>	項目	課題	① 事業者の負担	労働者の賃金支給状況を確認するために区が提出を求めている労務台帳の作成について、6割以上の事業者が負担であると回答した。	② 労働者への周知	条例適用現場では労働報酬下限額以上の賃金が保障されていることを労働者の約3割が知らず、アンケートで初めて労働報酬下限額を知ったとの回答もあった。	③ 条例対象契約範囲	上記「①事業者の負担」及び「②労働者への周知」への対応や雇用・労働の状況等を踏まえ、条例対象とする契約範囲を見直す。
項目	課題								
① 事業者の負担	労働者の賃金支給状況を確認するために区が提出を求めている労務台帳の作成について、6割以上の事業者が負担であると回答した。								
② 労働者への周知	条例適用現場では労働報酬下限額以上の賃金が保障されていることを労働者の約3割が知らず、アンケートで初めて労働報酬下限額を知ったとの回答もあった。								
③ 条例対象契約範囲	上記「①事業者の負担」及び「②労働者への周知」への対応や雇用・労働の状況等を踏まえ、条例対象とする契約範囲を見直す。								

(2) 足立区労働報酬審議会（令和5年9月27日開催）

ア 議題等

- (ア) アンケート調査結果の説明
- (イ) 他自治体の実施状況の説明
- (ウ) 意見交換

イ 主な意見

- (ア) 見直し検討の前提として、条例が公契約の円滑な執行や労働環境の向上に効果があったかを評価するべき。
- (イ) 事業者の負担軽減のため、区に提出する労働者への賃金支給状況を記載した書類の簡素化を要望。
- (ウ) 対象契約の範囲の見直しは、事業者の負担軽減と労働者が条例への理解を深め、賃金のセルフチェックを容易にできることが前提。
- (エ) 今回の見直し後もアンケート調査やヒアリングによる実態把握と条例の見直しを定期的を実施することが必要。

**3 今後の方針**

今年度中に、公契約等審議会及び労働報酬審議会において条例の見直し案をまとめ、令和7年度からの実施を目指していく。

**4 今後のスケジュール**

日 程	実施内容
令和5年12月13日	労働報酬審議会審議（意見聴取）
令和6年2月	公契約等審議会審議（見直し案策定）
令和6年4月	見直し案を総務委員会に報告
令和6年5月	パブリックコメント実施
令和6年8月	パブリックコメント結果公表、総務委員会報告
令和6年9月	条例改正案の上程
令和6年10月～ 令和7年3月	関連規定の整備、予算計上・審議、 庁内・業界団体説明
令和7年4月	見直し実施

# 総務委員会報告資料

令和5年11月10日

件名	<b>施設使用料見直しの検討に係る方向性（据え置き）について</b>															
所管部課名	総務部 資産管理課 公共施設マネジメント担当部 公共施設マネジメント担当課															
内容	<p><b>1 方向性（据え置き）について</b>                      今回の調査によって、コロナ禍で打撃をうけた施設利用状況が明らかになった。施設使用料を原則据え置きとする方向で検討したい。</p> <p><b>2 施設使用料算定の考え方</b>                      施設使用料算定にあたっては、従来から受益者負担の原則に従い、施設コストを調査しているが、以下の要素にも注意を払いながら進める必要がある。</p> <p>(1) 公共目的の実現                      文化・読書・スポーツ推進計画を推進し、区民一人ひとりが生きがいや潤いのある人生を送るための仕組みとなっているか</p> <p>(2) 施設利用促進                      設定金額は、施設利用促進を妨げていないか</p> <p>(3) 施設コスト                      施設を利用していない方を含めた区民のみなさまが負担する税金と、施設を利用する方が負担する施設使用料のバランスが、双方の公平性を担保する観点から適切なものとなっているか</p> <p><b>3 受益者負担割合の調査結果</b>                      今回の見直し検討では、平成28年度から30年度までと、令和2年度から4年度までの各3か年の決算額の平均値を利用し、31件<sup>*1~4</sup>の施設コスト（人件費・維持管理費・減価償却費の合計）と使用料収入の状況を算出した（施設の属性ごとの詳細は別紙参照）。</p> <p>年間施設コストは上昇傾向にあり、使用料収入額は減少傾向にあるため、直近の受益者負担割合は従前に比べ低下した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">平成 28~30 年度</th> <th style="text-align: center;">令和 2~4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間施設コスト (A)</td> <td style="text-align: center;">11,308,989 千円</td> <td style="text-align: center;">12,911,572 千円</td> </tr> <tr> <td>年間使用料収入額 (B)</td> <td style="text-align: center;">667,564 千円</td> <td style="text-align: center;">463,830 千円</td> </tr> <tr> <td>受益者負担割合 (C) = (B/A × 100)</td> <td style="text-align: center;">5.90 %</td> <td style="text-align: center;">3.59 %</td> </tr> <tr> <td>公費負担割合 (D) = (100 - C)</td> <td style="text-align: center;">94.10 %</td> <td style="text-align: center;">96.41 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 学校開放施設（体育館、校庭等）は全体を1施設とした。                      ※2 学習センターは全体を1施設とした。</p>	内 容	平成 28~30 年度	令和 2~4 年度	年間施設コスト (A)	11,308,989 千円	12,911,572 千円	年間使用料収入額 (B)	667,564 千円	463,830 千円	受益者負担割合 (C) = (B/A × 100)	5.90 %	3.59 %	公費負担割合 (D) = (100 - C)	94.10 %	96.41 %
内 容	平成 28~30 年度	令和 2~4 年度														
年間施設コスト (A)	11,308,989 千円	12,911,572 千円														
年間使用料収入額 (B)	667,564 千円	463,830 千円														
受益者負担割合 (C) = (B/A × 100)	5.90 %	3.59 %														
公費負担割合 (D) = (100 - C)	94.10 %	96.41 %														

※3 住区センターは全体を1施設とした。

※4 前回8月閉会中総務委員会に報告した調査結果と今回調査結果では調査対象施設に違いがあるため、一律に比較できない。

#### 4 受益者負担割合低下の主な要因

コロナ禍への対応によって、消毒や飛沫対策等への費用が発生し、施設コストは上昇した。一方、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の影響で施設利用に制限がかかったり、施設自体を予防接種会場として開放したりしたため、使用料収入が減少している。

#### 5 他区への聞き取り調査

受益者負担割合について、他自治体に比べて足立区がどの程度の水準にあるのか、葛飾、北、墨田、荒川、千代田の各区に調査を行ったが、いずれの区も個別の割合は算出していない、あるいは公表していないとの回答を受けた。

参考に、墨田区がホームページに公表している情報から、墨田区20施設のコストの状況を確認することができ、足立区が独自に計算したところ、受益者負担割合は推定17%程度<sup>※5</sup>という結果となった。

※5 墨田区は当該資料を基に施設使用料を算定しているわけではなく、施設コストの算出方法や、20施設に含まれる施設の属性が異なるため、一概に比較はできない。

#### 6 今後の課題

今回の調査はコスト計算を主眼としたものであったが、これを今後の施設のあり方を考える契機とし、施設の利用状況についてより深く研究を進め、利用者数向上などに向けて検討を進めていく。

## 【施設の属性ごとの内訳】

施設の属性	内 容	平成 28～30 年度	令和 2～4 年度
会議室を有する施設 (住区センター、学習 センター、勤労福祉会 館等)	年間施設コスト(A)	4,776,481千円	5,525,984千円
	年間使用料収入額(B)	138,699千円	93,384千円
	受益者負担割合(C) = (B/A×100)	2.90 %	1.69 %
	公費負担割合(D) = (100-C)	97.10 %	98.31 %
ホールを有する施設 (ギャラクシティ、文 化芸術劇場、産業振興 ホール、庁舎ホール)	年間施設コスト(A)	1,492,410千円	1,777,360千円
	年間使用料収入額(B)	275,015千円	213,509千円
	受益者負担割合(C) = (B/A×100)	18.43 %	12.01 %
	公費負担割合(D) = (100-C)	81.57 %	87.99 %
宿泊施設(鋸南自然の 家、日光林間学校)	年間施設コスト(A)	311,466千円	321,659千円
	年間使用料収入額(B)	15,282千円	8,688千円
	受益者負担割合(C) = (B/A×100)	4.91 %	2.70 %
	公費負担割合(D) = (100-C)	95.09 %	97.30 %
グラウンド等野外施 設(各種公園、平野運 動場)	年間施設コスト(A)	151,800千円	175,359千円
	年間使用料収入額(B)	40,004千円	36,972千円
	受益者負担割合(C) = (B/A×100)	26.35 %	21.08 %
	公費負担割合(D) = (100-C)	73.65 %	78.92 %

## 【総計】(再掲)※

内 容	平成 28～30 年度	令和 2～4 年度
年間施設コスト(A)	11,308,989千円	12,911,572千円
年間使用料収入額(B)	667,564千円	463,830千円
受益者負担割合(C) = (B/A×100)	5.90 %	3.59 %
公費負担割合(D) = (100-C)	94.10 %	96.41 %

※ 上記属性にあてはまらない施設も含めた総計のため、内訳の合計額は一致しない。

# 総務委員会報告資料

令和5年11月10日

件名	<b>旧鹿浜西小学校用地活用に係る進捗状況について</b>								
所管部課名	総務部 資産管理課、資産活用担当課、施設営繕部 西部地区建設課 地域のちから推進部 地域調整課、総合防災対策室 災害対策課、調整担当課、 都市建設部 交通対策課、学校運営部 学校施設管理課								
内容	<p>令和4年度実施の鹿浜西小学校用地活用事業において、活用事業者に決定した（株）サンベルクスホールディングスへ、令和6年4月に当該地を引き渡すにあたり、商業施設開設後の敷地周囲の道路整備の対応について報告する。</p> <p><b>1 北側道路の検討状況について ※ 周辺図①参照</b> 北側道路については一方通行等の制限があり、商業施設開設後の混雑が予想されるため、安全確保について検討する必要がある。</p> <p>(1) 警視庁協議の結果について ア 交通量調査の結果、商業施設開設については問題がない。 イ 商業施設開設の理由だけで一方通行の解除は難しい。 ウ 商業施設開設後に区として一方通行の解除が望ましいと判断した場合、改めて警視庁協議を行うことは可能。</p> <p>(2) 歩行者の安全を確保するため、北側歩道の一部を敷地側に1m拡幅</p> <p><b>2 南側道路等の検討状況について</b> 商業施設開設後に歩行者及び交通量の増加が見込まれることから、安全確保のために道路整備等が必要であると区は考えている。</p> <p>(1) 南側道路の整備について ※ 周辺図②参照 道路拡幅について警視庁協議を進めていく。</p> <p>(2) 鹿浜二丁目児童遊園について ※ 周辺図③参照 敷地内に防火水槽が埋設されており、道路拡幅により支障が出る恐れがあるため、消防と協議を進めていく。</p> <p>(3) 鹿浜災害備蓄倉庫の解体について ※ 周辺図④参照 道路拡幅により支障が出る恐れがあり、速やかに解体する方向で準備を進めていく。なお、備蓄品は令和6年1月までに移動を行う予定である。</p> <p>(4) 無料駐輪場について ※ 周辺図⑤参照 備蓄倉庫に隣接する無料駐輪場については、解体工事期間中も含め代替場所を確保し、整備範囲は関係各課と調整し検討を進めていく。</p> <p><b>3 今後のスケジュールについて（予定）</b></p> <table border="0"> <tr> <td>令和5年11月</td> <td>基本協定書締結</td> </tr> <tr> <td>令和6年 3月</td> <td>事業契約締結、備蓄倉庫解体工事開始</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>土地貸付開始、商業施設建設工事開始</td> </tr> <tr> <td>令和7年 3月</td> <td>商業施設開設</td> </tr> </table>	令和5年11月	基本協定書締結	令和6年 3月	事業契約締結、備蓄倉庫解体工事開始	4月	土地貸付開始、商業施設建設工事開始	令和7年 3月	商業施設開設
令和5年11月	基本協定書締結								
令和6年 3月	事業契約締結、備蓄倉庫解体工事開始								
4月	土地貸付開始、商業施設建設工事開始								
令和7年 3月	商業施設開設								

#### 4 今後の方針

地域や議会のご理解を頂きながら、商業施設開設に向けて、事業者及び関係各課と協議を進めていく。

#### 周辺図



#### 参考 これまでの経緯

- |      |     |                                    |
|------|-----|------------------------------------|
| 令和元年 | 6月  | 北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合が決定                |
| 令和2年 | 12月 | 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より要望書提出             |
| 令和3年 | 3月  | 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施           |
| 令和3年 | 10月 | 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より跡利用に対する要望・意見提出    |
| 令和3年 | 11月 | サウンディング型市場調査を実施し、事業者に活用意向を調査       |
| 令和3年 | 12月 | 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の跡利用説明会開催             |
| 令和4年 | 2月  | 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の活用方針決定               |
| 令和4年 | 3月  | 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施           |
| 令和4年 | 8月  | 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施           |
| 令和5年 | 2月  | (株)サンベルクスホールディングスを鹿浜西小学校用地活用事業者に決定 |
| 令和5年 | 6月  | 旧鹿浜西小学校用地の活用事業者説明会開催               |



# 総務委員会報告資料

令和5年11月10日

件名	足立区公共施設等総合管理計画の一次改訂素案及びパブリックコメントの実施について
所管部課名	公共施設マネジメント担当部 公共施設マネジメント担当課
内容	<p>令和5年10月18日に開催した「足立区公共施設マネジメント推進委員会<sup>*1</sup>」において、足立区公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の一次改訂<sup>*2</sup>素案を別添のとおり取りまとめたので報告する。</p> <p>※1 区長を委員長とし、両副区長、教育長、各部長級職員等で構成する庁内会議体。</p> <p>※2 総務省通知に従い、令和5年度末までに行う改訂。</p> <p><b>1 総合管理計画の一次改訂素案（別添）について</b></p> <p>平成29年4月に策定した総合管理計画の内容に、総務省通知で示された新たに記載すべき事項のみをまとめて、別冊として作成する。</p> <p>(1) 新たに記載すべき事項</p> <p>総務省通知で示された新たに記載すべき事項は、以下の5項目。</p> <p>ア 新たに記載する項目</p> <p>(ア) 脱炭素化の推進方針</p> <p>(イ) ユニバーサルデザイン化の推進方針</p> <p>(ウ) 施設保有量の推移</p> <p>イ これまでの実績を記載する項目</p> <p>(ア) 有形固定資産減価償却率の推移</p> <p>(イ) 過去に行った公共施設マネジメントの取組み</p> <p><b>2 パブリックコメントの実施について</b></p> <p>広く区民に公表するため、以下のとおりパブリックコメントを実施し意見を募集する。</p> <p>(1) 計画名</p> <p>足立区公共施設等総合管理計画（平成29年度～令和38年度）【令和5年度改訂 別冊】（素案）</p> <p>(2) 意見募集期間</p> <p>令和5年11月27日～12月27日</p> <p>(3) 実施予告</p> <p>ア あだち広報（令和5年11月25日号）</p> <p>イ 区ホームページ</p> <p>ウ SNSなど</p>

(4) 計画案の公表

ア 区ホームページへの掲載

イ 担当課窓口での閲覧、配布

ウ 区民事務所、中央図書館、区政情報課、政策経営課での配布など

**3 今後のスケジュール（令和5年度・予定）**

年 月	内 容
令和6年2月	総務委員会においてパブコメ結果・一次改訂案を報告
3月	総合管理計画一次改訂